

令和8年度 Pep Up イベントスケジュール

イベント名 ※1	内容	付与ポイント	令和8年度上期						令和8年度下期						令和9年度	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
日々の記録 (血圧体重) ※2	上期・下期ごとPep Upの「日々の記録」に、原則として週1回以上6か月間、血圧・体重を記録した者にポイントを付与する。	TOBU POINTを500ポイント付与(各上期・下期)	「日々の記録」に上期分の血圧・体重を記録する						「日々の記録」に下期分の血圧・体重を記録する						下期分のポイント付与	
特定健診受診 ポイント	40歳以上の被扶養者（配偶者）が、年度内に特定健診を受診した場合にポイント付与する。	TOBU POINTを1,000ポイント付与※3	年度内に特定健診（家族健診、人間ドックを含む）を受診する ※4						上期分1回目のポイント付与						上期分2回目のポイント付与	
ふれんど ウォーク 強化月間	6月を強化月間とし、10日間以上10,000歩達成した者にポイントを付与する。ただし手入力の記録は対象外とする。※5	TOBU POINTを500ポイント付与	強化月間						ポイント付与							
健康結果改善 チャレンジ	前年度の健診結果に基づく「健康年齢」が、実年齢より若い者にポイント付与する。	500ポイント上限で、TOBU POINTを0.1歳ごとに10ポイント付与	各種検診の結果に基づく「健康年齢」で健康結果チャレンジを判定する ※6						前年度の判定でポイント付与							

※1 イベントのうち特定健診受診ポイントは任意継続者を含む被扶養者のみ、それ以外は被保険者・被扶養者を対象者とし、条件を満たす場合にポイントを付与する。また、ポイント付与先のTOBU POINTアプリ会員番号は、被保険者（在籍者）は本人同意のもとで事業主から、任意継続者、被扶養者については本人から情報を得ることとする。なお、ポイント付与時点で当健保を脱退している者、TOBU POINTアプリ会員を退会している者、アプリ会員番号が間違っている者にはポイント付与しない。

※2 事業主配布の血圧体重記録帳は、定期健康診断（春）記録提示分（令和8年6月目途）までにポイント付与が終了となる。令和8年年度からは当健保が「日々の記録（血圧体重）」として引き継ぎ、Pep Upでの血圧・体重記録に対してポイント付与する。

※3 事業主による被保険者のTOBU POINTアプリ会員番号へのポイント付与（源泉税徴収）は令和7年度下期受診分（令和8年9月目途）までで終了となる。令和8年年度からは当健保がアプリ会員番号等の情報提供をもとに、上期の受診は集約日ごと1月・3月目途、下期の受診は集約日ごと7月・9月目途で、被扶養者のTOBU POINTアプリ会員番号にポイント付与する。

※4 パートナなどで健康診断を受けている場合、当健保HPに掲載している必要書類を提出すれば、特定健診受診として取り扱うものとする。

※5 歩数の計測元はiPhoneヘルスケア、Google Fit、Garmin、Fitbit等とし、Pep Upとデータ連携させるものとする。Pep Upの「データ記入」機能を使って直接手入力したものはポイント付与の対象外とする。

※6 「健康年齢」は前年度の定期健康診断、生活習慣病予防健診、家族健診、特定健診、人間ドックの結果に基づくPep Upの評価に基づき、実年齢との年齢差でポイント付与を判定する。ただし、前年度の健診結果が複数ある場合は最新の健診結果の「健康年齢」を用いる。また、受診項目を満たさず「健康年齢」が評価されない場合はポイント付与しない。